

窓口支援事例 【滋賀県 知財総合支援窓口】 平成29年度版

企業情報

一般社団法人滋賀県保育協議会

所在地	滋賀県大津市		
ホームページ URL	http://shiga-hoikukyo.jp/		
設立年	1968年	業種	教育・学習支援業
従業員数	10名	資本金	一

企業概要

滋賀県と大津市の委託を受け、子ども安心基金によって、「滋賀県保育士・保育所支援センター事業」を行っております。また、保育園やこども園等で働く方々の相談を受け付け、就業継続への支援、保育士養成校新規卒業者の確保、保育人材の職業紹介所（保育人材バンク）を無料で行っております。会員の園数は、341園です。



自社の強み

私たち一般社団法人滋賀県保育協議会は、県内の認可保育所に入所する子どもたちの健全な育成に取り組んでいます。そのために保育内容の向上と保育者の資質向上に取り組み、保育所や認定保育園で働く方々とのホットラインを設けるなどして、保育での悩み相談などの対応を行っております。さらに、国から発信される保育制度に関する情報を的確に発信しております。



一押し商品

「滋賀県保育士・保育所支援センター」の事業を広く知ってもらうことを目指して、ロゴマーク・キャラクターを公募し、写真のロゴマークを採用しました。採用に当たって応募者から著作権の譲渡を受け、商標登録を行いました。

商標登録：第5989495号



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

「滋賀県保育士・保育所支援センター事業においてロゴマーク・キャラクターを公募しており、採用した作品を封筒や一般配布物に印刷するため、応募作品の選考にあたって、採用する作品が商標登録されているか調べる方法を教えて欲しい」「応募者との間で取り交わす契約書の作成方法について教えて欲しい」とのご相談をいただきました。

最初の相談概要

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を用いた图形商標の調べ方を説明しました。しかし、個々の検索は膨大になるので、専門機関に相談することを勧めました。また、応募ロゴマークやキャラクターの著作権の扱いに関して、当窓口の専門家（弁理士）より、契約方法に関するアドバイスをいたしました。

その後の相談概要

応募のあったデザインについて、商標調査を行った結果を考慮してから作品を選択することを提案しました。また、著作権譲渡の契約書の内容について、当窓口の専門家（弁護士）より条項の追加・修正に関するアドバイスをさせて頂く等、支援を行いました。

窓口を活用して変わったところ

相談者にとって、公募とその決定、契約書作成までの過程で弁理士・弁護士の両専門家のアドバイスが役立ちました。また、「利益を生み出すわけではないのに商標登録がなぜ必要か」などの疑問に対して、同協議会の安心・安全な事業継続や信用力維持・向上において重要なことである旨伝え、商標登録することの意義を理解してもらいました。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

保育人材バンクや就業継続支援事業を、より多くの保育者に身近に感じていただけるように、ロゴマーク・キャラクターの公募を始めたところ、マーク決定にはいろいろと手続きが必要であることを懇切丁寧に教えていただき、本当に感謝しております。当支援センターの知名度を上げていくため安心して、そして楽しく、封筒やファイルその他のグッズの制作を進めているところです。

窓口担当者から一言 （氏名：森田 要一）



限られた日程の中で、ロゴマーク・キャラクターの公募から決定、商標登録出願を行うための先行調査、契約書の作成、商標登録手続き等、多くのことにご対応いただきました。知財総合支援窓口を活用していただき、当事者の方々だけでなく、広く皆様に喜んでいただけたと思います。

窓口支援事例 【滋賀県 知財総合支援窓口】 平成29年度版

企業情報

一般社団法人滋賀県保育協議会

所在地	滋賀県大津市		
ホームページ URL	http://shiga-hoikukyo.jp/		
設立年	1968年	業種	教育・学習支援業
従業員数	5名	資本金	一

企業概要

滋賀県と大津市の委託を受け、子ども安心基金によって、「滋賀県保育士・保育所支援センター事業」を行っております。また、保育園やこども園等で働く方々の相談を受け付け、就業継続への支援、保育士養成校新規卒業者の確保、保育人材の職業紹介所（保育人材バンク）を無料で行っています。会員の園数は、297園です。



自社の強み

私たち一般社団法人滋賀県保育協議会は、県内の認可保育所に入所する子どもたちの健全な育成に取り組んでいます。そのために保育内容の向上と保育者の資質向上に取り組み、保育所や認定保育園で働く方々とのホットラインを設けるなどして、保育での悩み相談などの対応を行っています。さらに、国から発信される保育制度に関する情報を的確に発信しております。



一押し商品

「滋賀県保育士・保育所支援センター」の事業を広く知ってもらうことを目指して、ロゴマーク・キャラクターを公募し、写真のロゴマークを採用しました。採用に当たって応募者から著作権の譲渡を受け、商標登録を行いました。

商標登録：第5989495号



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

「滋賀県保育士・保育所支援センター事業においてロゴマーク・キャラクターを公募しており、採用した作品を封筒や一般配布物に印刷するため、応募作品の選考にあたって、採用する作品が商標登録されているか調べる方法を教えて欲しい」「応募者との間で取り交わす契約書の作成方法について教えて欲しい」とのご相談をいただきました。

最初の相談概要

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を用いた图形商標の調べ方を説明しました。しかし、個々の検索は膨大になるので、専門機関に相談することを勧めました。また、応募ロゴマークやキャラクターの著作権の扱いに関して、当窓口の専門家（弁理士）より、契約方法に関するアドバイスをいたしました。

その後の相談概要

応募のあったデザインについて、商標調査を行った結果を考慮してから作品を選択することを提案しました。また、著作権譲渡の契約書の内容について、当窓口の専門家（弁護士）より条項の追加・修正に関するアドバイスをさせて頂く等、支援を行いました。

窓口を活用して変わったところ

相談者にとって、公募とその決定、契約書作成までの過程で弁理士・弁護士の両専門家のアドバイスが役立ちました。また、「利益を生み出すわけではないのに商標登録がなぜ必要か」などの疑問に対して、同協議会の安心・安全な事業継続や信用力維持・向上において重要なことである旨伝え、商標登録することの意義を理解してもらいました。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

保育人材バンクや就業継続支援事業を、より多くの保育者に身近に感じていただけるように、ロゴマーク・キャラクターの公募を始めたところ、マーク決定にはいろいろと手続きが必要であることを懇切丁寧に教えていただき、本当に感謝しております。当支援センターの知名度を上げていくため安心して、そして楽しく、封筒やファイルその他のグッズの制作を進めているところです。

窓口担当者から一言 （氏名：森田 要一）



限られた日程の中で、ロゴマーク・キャラクターの公募から決定、商標登録出願を行うための先行調査、契約書の作成、商標登録手続き等、多くのことにご対応いただきました。知財総合支援窓口を活用していただき、当事者の方々だけでなく、広く皆様に喜んでいただけたと思います。